

次期「あいち はぐみんプラン」の取組方向

I 若者の生活基盤

基本施策（案）	取組の方向性（案）	取組項目（案）	主な取組（案）
<p>1 キャリア教育の推進</p>	<p>社会人、職業人としてふさわしい能力を身に付けるため、社会環境を踏まえた、成長の段階に応じた多様な体験活動を充実させる。</p>	<p>○体験活動を通じた勤労観・職業観の育成 ○キャリア教育の内容の充実</p>	<p>○高等学校では、就職・進学の進路を問わず、誰もが望ましい勤労観・職業観や社会的・職業的自立に必要な能力を身に付け、さらに地域産業界を支える人材として活躍ができるよう、インターンシップを実施する県立高等学校の生徒数を拡大します。</p>
<p>2 就労支援</p>	<p>若者の勤労観を育み、職場定着へとつながるため、職場体験を実施し、それぞれの若者に合った就職支援を行う。 職業的自立を図るため、企業実習を組み合わせた職業訓練を実施する。</p>	<p>○職業体験の提供、就職機会の拡大 ○多様な就労支援窓口の開設 ○若者の職業的自立に向けた支援</p>	<p>○産業人材育成ポータルサイト「ひと育ナビ・あいち」でインターンシップの情報掲載やキャリア教育会議などを実施します。</p> <p>○若年者の就職に関するワンストップサービス施設「ヤング・ジョブ・あいち」において未就職卒業者及び非正規雇用労働者等の正規雇用化を図ります。また、ニート等の若者の就労支援機関「地域若者サポートステーション」と連携し、若者の就労支援を行います。</p> <p>【ヤング・ジョブ・あいち】 愛知県と愛知労働局が連携して運営する若者の就職総合支援施設。職業適性診断、職業相談、職業紹介、キャリアコンサルティング等の就業関連サービスをワンストップで提供。</p> <p>【地域若者サポートステーション】 働くことに踏み出したい若者たちとじっくりと向き合い、本人や家族だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」を全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関。</p>
<p>3 思春期保健対策の充実</p>	<p>性をはじめとする知識の普及や適切な相談支援を行うことで、思春期の心身の健康づくりに努める。</p>	<p>○思春期の健康に関する教育・支援等 ○薬物問題への対応</p>	<p>○各地域において、教育、保健、医療の関係者が連携し、性に関する正しい知識の普及に努めます。</p> <p>○県は、予期せぬ妊娠や思春期の性の悩みに応じる相談窓口の周知に努めるとともに、予期せぬ妊娠を防ぐために、県及び市町村は、学校等関係機関と連携し、妊娠・出産等に関する健康教育を実施します。</p> <p>○県は、「愛知県薬物乱用防止対策推進本部」を中心に関係機関と連携を図るとともに、薬物相談窓口事業、啓発事業等を実施し、青少年による危険ドラッグを含めた薬物乱用の根絶を目指します。</p>
<p>4 結婚支援</p>	<p>希望する人が結婚できるよう、出会いの機会や情報の提供を行ってきましたが、企業等と連携した出会いのサポートを実施する。</p>	<p>○出会いの場の提供 ○出会いに関する情報提供</p>	<p>○県は、出会いサポートポータルサイト「あいこんナビ」を活用し、市町村や非営利団体等が主催のイベント情報を掲載することで、結婚を希望する者に対し、出会いの機会の提供を行います。</p>

II 希望する人が子どもを持てる基盤づくり

基本施策（案）	取組の方向性（案）	取組項目（案）	主な取組（案）
<p>5 安心・安全な妊娠・出産の確保と不妊治療への支援</p>	<p>安心・安全に妊娠・出産できるよう、周産期医療を充実させ、妊婦が抱える不安や、不妊・不育への支援を充実させる。</p>	<p>○安心して出産できる医療体制の確保 ○妊娠・出産に関する不安の解消 ○安心して妊娠・出産するための取組 ○不妊治療対策の推進</p>	<p>○県は、通常分娩への体制の整備として、バースセンター（施設内助産施設）の整備や県内で不足している新生児集中治療室（NICU）の整備に対し医療機関へ補助を行います。</p> <p>○県及び市町村は、若い世代に対して、年齢に伴い変化する女性の妊孕力（妊娠する力）や妊娠・出産に関する正しい知識の普及に努めます。</p>
<p>6 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進</p>	<p>働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進に向けた環境の整備と意識改革を進める。</p>	<p>○職場環境の整備 ○意識改革 ○企業を始めとした社会全体の機運醸成</p>	<p>○情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない働き方であるテレワークを広く社会に普及し、導入を推進することにより、仕事と育児・介護との両立等、個人・家庭の事情を鑑みて働き続けることができる職場環境の整備を図ります。</p> <p>○教員の長時間労働の是正に向け、「教員の多忙化解消プラン」に基づく取組の推進を図ります。</p> <p>○県は、ワーク・ライフ・バランス推進に向けた社会的気運の醸成を図るため、引き続き、「県内一斉ノー残業デー」を始めとする定時退社の取組や男性の育児休業取得の促進等を企業に呼びかけ、賛同する事業所を募集するとともに、愛知県ファミリー・フレンドリー企業表彰を行うことで、県内のワーク・ライフ・バランス推進の更なる気運醸成を図ります。</p>
<p>7 男女共同参画の推進</p>	<p>学齢期から、性別役割分担意識を解消する取組を進める。 「父親の」子育てに関する情報を発信し、地域での参加の機会を提供することで、父親の家事・育児への参加を促進する。 子育て等で離職した女性の再就職を支援する。</p>	<p>○男女共同参画に関する広報・啓発の推進 ○父親の育児参加の促進 ○女性の再就職の支援</p>	<p>○県は、男女共同参画意識を高めるため、男女共同参画セミナーの開催や啓発資料の作成、配布などを実施します。</p> <p>○市町村では、中学校の生徒などを対象に、赤ちゃんふれあい体験や保育所訪問などを通じ、性別役割分担意識の解消の取組を行います。</p>

※ゴシック表記は新たな取組

Ⅲ すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援

基本施策（案）	取組の方向性（案）	取組項目（案）	主な取組（案）
<p>8 妊娠・出産期からの切れ目ない支援の充実</p>	<p>妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、一人一人の各段階に応じた支援を切れ目なく行う。</p>	<p>○地域における子育て支援機能の充実 ○訪問支援の充実 ○子育て家庭の親に対する学習機会の提供</p>	<p>○国のニッポン一億総活躍プランを踏まえ、子育て世代包括支援センターの設置推進及び充実強化に取り組み、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的な相談支援を提供します。</p> <p>○市町村は、妊娠届出時に妊婦等の支援に必要な実情を把握し、妊娠や子育てに不安を持つ家庭や多胎児家庭などに対し、必要に応じて養育支援訪問等による支援に努めます。県は、市町村による養育支援訪問事業の充実を図るため、市町村の福祉及び保健関係職員を対象とする事例検討や研修等を実施します。</p>
<p>9 保育の受け皿拡充と保育人材の確保</p>	<p>幼児教育・保育の無償化を踏まえた教育・保育ニーズに対応できるよう、保育所や認定こども園等の保育の場や、保育士等の確保に努めるとともに、質の向上を図る。</p>	<p>○教育・保育の量の拡充 ○認定こども園の設置促進 ○保育の質の向上 ○保育士等の確保、資質の向上</p>	<p>○市町村は、子ども・子育て支援新制度の実施主体として、住民ニーズを踏まえながら幼児教育・保育施設の計画的な整備を進めます。</p> <p>○県は、認可外保育施設について、児童福祉法等に基づき、適正な保育内容及び保育環境が確保されるよう指導監督を行います。</p> <p>○県及び市町村は、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げや清掃や給食の配膳、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳など保育に係る周辺業務を行う保育支援者の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図ります。</p> <p>○県は、保育士・保育所支援センターでの就職相談等を行い、保育士の資格を持ちながら、保育所等で就労していない「潜在保育士」の再就職支援を進めます。また、保育士養成施設の入学者を対象とした修学資金の貸付等保育士の人材確保対策を推進します。</p> <p>○県は、良好な保育環境を確保し、保育士の負担の軽減を図るため、低年齢児の入所や、産休明けや育休明けの保護者が希望する時期に子どもを保育所に入所させることができるよう、市町村に対し、保育士を配置するための補助を行います。</p>
<p>10 多様な保育サービス、児童の放課後対策の拡充</p>	<p>多様な保育ニーズに応えるため、休日保育や延長保育を始めとした就労形態に合わせた保育サービスの提供体制を確保する。 新・放課後子ども総合プランに基づき、待機児童の解消を目指すとともに、児童が放課後児童クラブで健やかに過ごせるよう、職員配置の充実など質の向上を図る。</p>	<p>○教育・保育情報の公表 ○多様なニーズに対応した保育サービスの量的拡大 ○新・放課後子ども総合プランの充実 ○放課後児童支援員等の資質向上</p>	<p>○県は、病中や病気の回復期にある子どもを、病院・診療所、保育所等で一時的に預かる病児・病後児保育を推進するよう、市町村に働きかけます。</p> <p>○県は、保護者の就労形態が多様化している中で、働き方に応じた保育ニーズに応えるため、県は、休日保育や延長保育を推進し、多様な就労形態に合わせた保育が提供されるよう、市町村に働きかけます。</p> <p>○県は、児童福祉に意欲のある学生等に放課後児童クラブの現状及び魅力を説明し、クラブでの勤務を直接働きかけるなど、市町村の人材確保を支援する取り組みを進めます。</p> <p>○県は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破し、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる生活の場の確保を図るため、放課後児童クラブについて、計画的な整備等を進め、待機児童の解消を目指します。</p> <p>○特に、新たに開設する放課後児童クラブについては、放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごすことができる場所である小学校内で実施することを目指します。</p>

※ゴシック表記は新たな取組

Ⅲ すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援（続き）

基本施策（案）	取組の方向性（案）	取組項目（案）	主な取組（案）
<p>11 子どもの貧困・ひとり親家庭への支援</p>	<p>子どもの生活や成長を第一に考え、子どもの教育・保育の機会が提供できるよう、様々な関係機関が連携して、総合的かつ切れ目ない支援を行う。ひとり親家庭などの自立促進を図るため、親の就労支援を始めとした生活の安定と向上のための総合的な支援を行う。</p>	<p>(保護者への支援) ○保護者の生活支援 ○相談体制の充実 ○保護者に対する就労の支援</p> <p>(子どもへの支援) ○学校教育による学力保障の充実 ○学校を窓口とした福祉関連機関との連携 ○学習支援の推進 ○子どもの生活支援・就労支援</p>	<p>○県は、市町村教育委員会に対して、スクールソーシャルワーカー等による教育相談体制が整備されるよう働きかけを行い、スクールソーシャルワーカー等と各市町村の福祉部門や教育委員会等との連携を強化するための取組を進めます。また、県立学校でもスクールソーシャルワーカーの増員及び適切な配置を進めます。</p> <p>○県は、生活保護世帯や生活困窮世帯の子ども等の学習機会の確保や学習支援の充実のための取組について、町村域で実施するとともに、市に対して実施を働きかけます。県は子どもの学習支援ボランティアの養成に取り組みます。</p> <p>○ひとり親家庭の子ども等の学習機会の確保や学習支援の充実のため、市町村に対して子どもの生活・学習支援事業の実施を働きかけます。</p>
<p>12 子どもの健康の確保</p>	<p>様々な母子保健サービスや乳幼児からの生活習慣づくりを通じて、子どもの健やかな育ちを支援する。子どもの健康を守るため、小児医療対策を推進する。</p>	<p>○母子保健サービスの充実 ○小児慢性特定疾病児等への支援 ○医療的ケア児への支援 ○乳幼児期からの生活習慣づくりへの支援 ○小児医療体制の充実</p>	<p>○保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が一堂に会し、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図るための協議の場を、県、各障害保健福祉圏域及び各市町村において設けることにより、各関連分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築します。</p> <p>○医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向け、関連分野の支援を調整するコーディネーターを各市町村に配置するため、県は医療的ケア児等コーディネーター研修を実施して専門的人材の養成を行い、支援体制の充実を図ります。</p> <p>○小児重篤患者への対応については、小児救命救急センターである県あいち小児医療センターを中心に、小児集中治療室（PICU）を有する医療機関との連携体制を充実・強化を図っていきます。</p>
<p>13 学校教育の充実</p>	<p>幼稚園や保育所、認定こども園から小学校へ円滑に移行できるよう、カリキュラムを充実させる。個人に合うきめ細かな指導や指導体験活動を行うことにより、現代を「生きる力」を培う教育を行う。</p>	<p>○幼児教育の質の向上・充実 ○幼児教育と小学校教育の円滑な連携 ○生きる力を育む教育の推進 ○相談機能の強化</p>	<p>○県は、全中学校へのスクールカウンセラーの配置を継続するとともに、小学校へのスクールカウンセラーの適切な配置を進め、いじめや不登校等の早期発見・早期対応や未然防止に努めるなど、学校における相談体制の強化、充実を図ります。また、県立学校でもスクールカウンセラーの適切な配置を進めます。</p>
<p>14 青少年の育成</p>	<p>悩みや困難を抱える子ども・若者への支援を行うため、様々な機関が協力しながら、支援を行う。青少年の非行防止対策や、地域貢献活動などの取組を推進する。</p>	<p>○悩みを抱える子どもへの支援 ○ひきこもりの子どもへの支援 ○困難を抱える子ども・若者を支える機関の連携 ○青少年の非行防止対策の推進 ○地域貢献活動の推進 ○地域とのかかわりを深める取組の推進</p>	<p>○県は、不登校やひきこもりなどの困難を抱える子ども・若者に対して、地域の関係機関・団体等が連携し、継続的な支援を行う子ども・若者支援地域協議会等が市町村において設置されるよう働きかけを行います。</p>

※ゴシック表記は新たな取組

Ⅲ すべての子ども・子育て家庭への切れ目ない支援（続き）

基本施策（案）	取組の方向性（案）	取組項目（案）	主な取組（案）
<p>15 児童虐待防止対策の推進</p>	<p>児童虐待相談に適切に対応していくため、児童相談センターや市町村の機能を強化し、関係機関等との連携を推進するとともに、妊娠期からの児童虐待予防を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○児童相談センターの体制の強化 ○一時保護を要する子どもへの支援 ○市町村の相談支援体制等の整備に向けた支援 ○関係機関等との連携の推進 ○児童虐待防止の啓発・電話相談の実施 ○妊娠期からの虐待予防のための啓発 ○妊娠期からの虐待予防のための支援 	<p>○県は、市町村子ども家庭総合支援拠点の設置拡大を図るため、子ども家庭総合支援拠点未設置の市町村に対し情報提供を行うなど、設置を働きかけます。</p> <p>○市町村は、妊娠届出時に妊婦等の支援に必要な実情を把握し、妊娠や子育てに不安を持つ家庭や多胎児家庭などに対し、必要に応じて養育支援訪問等による支援に努めます。県は、市町村による養育支援訪問事業の充実を図るため、市町村の福祉及び保健関係職員を対象とする事例検討や研修等を実施します。（再掲）</p>
<p>16 社会的養育の体制整備</p>	<p>家庭的養育を推進するとともに、里親や施設職員の専門性の向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○里親等への委託の推進 ○パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進 ○施設の小規模かつ地域分散化、多機能化等の推進 ○当事者である子どもの権利擁護 ○社会的養護自立支援の推進 	<p>○県は、里親等委託を推進するため、その受け皿となる里親等を増やすための広報・啓発を実施するとともに、質の高い里親養育を提供するための研修や養育支援等の取組を実施します。また、新たにファミリーホームの設置を検討する事業者に対して情報提供を行うなど、設置を促進します。</p>
<p>17 障害のある子どもへの支援</p>	<p>障害の状態を理解し、子どもの発達段階に応じ、一人ひとりに合った教育や支援を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○全般的な取組 ○幼児期の支援 ○学齢期の個々に応じた支援 ○教員等の資質の向上 ○障害のある子どもの社会参加 ○施設整備 ○発達障害のある子どもの支援体制の充実 	<p>○障害のある子どもに対して、適切な支援・指導を行うための、幼稚園・保育所及び小中高等学校における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成率の改善を図ります。</p>
<p>18 外国人の子どもへの支援</p>	<p>外国人の子どもが不自由なく公立小学校に通え、生活できるよう、言語面や生活面からの支援を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○日本語学習の支援の充実 ○多文化共生に向けた支援の充実 	<p>○プレスクール実施説明会の実施や、事業実施団体の意見交換の場を作るなど、プレスクールの普及に努めていきます。</p> <p>○親子で楽しめる企画の実施などを通して外国人親子と日本人親子の交流や相互理解の促進を図りながら、外国人保護者に対する子育てに必要な情報の提供や日本語能力の育成にも取り組む、多文化子育てサロンを実施します。</p>

※ゴシック表記は新たな取組

IV 社会全体で子ども・子育て家庭を応援する基盤づくり

基本施策（案）	取組の方向性（案）	取組項目（案）	主な取組（案）
19 子育てしやすい居住環境の整備	子育て世帯等の居住ニーズに応じた住宅整備を進めるとともに、住まいの選択に必要な情報が得られるよう支援する。	○子育て世帯に適した住宅確保の支援 ○家庭内の安全確保等	○各家庭での事故予防の取組が推進されるよう、市町村は、乳幼児健診等の保健事業を通じて、年齢に応じた事故予防対策の普及啓発を行います。 ○県は、市町村の取組を分析・評価し、他自治体の先進的な取組の情報提供を行います。 ○一般県民に対して、あいち小児保健医療総合センターに設置した「子ども事故予防ハウス」を活用した情報や学習機会の提供を行うとともに家庭内の事故が原因で来院された患者家族に対し、事故予防指導を実施し再発を予防します。
20 安心できるまちづくりの推進	バリアフリー化を進め、子どもや子育て家庭にやさしく、誰もが安心して外出できるまちづくりを進める。 子どもが安心して遊べる場所の提供を行う。	○安心して外出できる環境づくりの推進 ○安全な道路交通環境の整備 ○子どもの安全を守る取組の充実 ○交通安全の取組の推進 ○安全な遊び場の確保 ○多様な遊び場の提供	○県は、市町村が実施する研修などのスクールガード活動推進員に対する取組を支援するとともに、子どもの安全を脅かす不審者等の情報を、学校安全緊急情報共有化広域ネットワークにより提供します。
21 地域の多様な主体との協働推進	NPOやボランティアなどの地域の多様な主体が協働して子ども・子育て家庭を応援し、孤立化させない取組を促進する。	○子育て支援NPO等の活動支援 ○ボランティア等が活躍する場の提供 ○学校と連携した活動の推進	○子育てによる孤立感や不安の軽減を図るため、ボランティアによる訪問型子育て支援を行う「ホームスタート」の仕組みを県内に広げることで、地域の子育て支援力の向上を目指します。 ○県は、食の提供とともに子どもが安心して過ごせる居場所づくりのため、子ども食堂の活動を支援します。
22 県民・企業が一体となって応援する機運の醸成	県や市町村だけでなく、県民や企業などそれぞれが主体となって、「あいち」全体で子どもの成長や子育てを応援していく取組を進める。	○地域社会全体で子育て家庭を応援する取組の強化 ○企業と連携した取組	○市町村は、子育て家庭に「はぐみんカード」を配布します。また、「はぐみんカード」で優待が受けられる協賛店舗の登録の拡大に努めます。 ○県は、「はぐみんカード」を作成し、協賛店舗や利用者の拡大に向け、街頭啓発や「あいちはぐみんNet」などを活用した広報活動を行います。
23 経済的支援の充実	子育てに関する経済的支援を引き続き進め、子育ての負担を軽減する。	○子育てにかかる経済的支援の推進 ○幼稚園、保育所等にかかる経済的支援の推進 ○就学にかかる経済的支援の推進 ○困難な環境にある子どもにかかる経済的支援 ○障害を持つ子どもにかかる経済的負担の軽減	○県及び市町村は、総合的な少子化対策を推進する一環として、幼児教育・保育の無償化を実施します。 ○県は、保育料の高い3歳未満児のうち、第三子以降の子どもの満3歳到達年度末までの保育料の無料化を継続します。 ○県は、私立幼稚園に対する授業料等の軽減補助（第三子以降の満3歳児の授業料等無料化）を実施します。

※ゴシック表記は新たな取組